

令和3年度事業計画

重点事業方針

新歯科医師会館の完成を迎え、令和3年度を新たな歯科医師会のスタートとして位置付ける。

令和3年度事業方針の特徴は、新型コロナウイルスの蔓延に伴う「新たな生活様式」を踏まえた対応が必要とされることにある。これまでのスタンダードプリコーションから更に踏み込んだ感染対策が必要であり、対策が経営基盤に及ぼす影響に対応するため、施設基準の積極的な取得を推進する。

新会館建設中に、WEB会議の開催は普及したが、新型コロナウイルス対応のため、学会・研修会を思うように開催できない状態が、今後も継続することが予想される。従来の「集合方式型研修」に加えて、「WEB方式による研修会等」の開催を更に推進し、離島や市郡の会員に対しても研修の機会を均等に提供できるよう取り組みを強化する。

また、事務局においては、新会館における業務のデジタル化を含めた「効率化」を目指した体制整備を実行に移す。現金や印鑑が必要な流れを脱却し、在宅ワークへの対応も模索していくべきタイミングである。

また、大規模災害の頻繁な発生も想定されることから、災害時の多職種との連携強化を引き続き推進していく。コロナ禍での「支援・受援」のあり方も新たなテーマとしてとらえ、体制を強化する。

対外的には、政府の「骨太の方針」にもあるように、生涯を通じた歯科検診、フレイル対策・全身疾患の重症化予防に繋がる歯科医師・歯科衛生士による多職種連携体制の構築と強化を目指す。具体的には、フッ化物洗口事業、事業所検診事業、訪問歯科衛生士人材育成事業等であるが、「歯科医療連携室」を軸として、周術期等における医科歯科連携・歯科歯科連携、糖尿病連携、行政、口腔保健支援センターとの連携を更に強化する。また、コロナ禍の状況下で、公衆衛生活動も制限されることを踏まえ、新たな対応策の検討に取り組む。

近年、歯科衛生士の専門性と重要性が、医科や介護、さらに行政からも認識されてきている。また歯科技工士も我々にとってなくてはならないパートナーである。しかしながら、全国的にも歯科衛生士・歯科技工士養成校への入学者数は、定員割れの状況が続いている。われわれ歯科医師が歯科衛生士・歯科技工士の重要性を正しく評価し、歯科衛生士・歯科技工士が魅力ある職業として社会的に認知されることが、今後、入学者の確保の最重要課題となる。そのため、歯科医師会は歯科衛生士・歯科技工士の地位向上に向けた取り組みを推進し、経営者側は就業環境の整備を推進して、資格者の半数が就業していない現況の改善を図る。

以上を踏まえ、令和3年度重点事業方針は、「新たな感染症対策の強化」「デジタル化の推進に伴う経営基盤の強化」「多職種との連携強化」「オーラルフレイル対策の強化」を主題とし、加えて「歯科衛生士・歯科技工士の確保への対応策の考察」とする。

1. 公衆衛生向上推進事業

全身の健康づくりに重要な口腔保健の向上の認識の下、県民の健康増進と健康寿命の延伸に貢献することを目的として、行政・教育庁及び地域住民等の組織・団体と協働を図りながら、各ライフステージに対応すると共に、地域に根ざした口腔保健活動の推進に幅広く取り組む。更に本県における超高齢化に対応し、介護関連をはじめとした関連職種と連携しながら、在宅歯科診療及び口腔ケア・介護予防の普及、推進にかかる事業を実施する。また、病院歯科及び医科との連携にも取り組み、地域歯科医療提供体制の確立に寄与し、公衆衛生向上の推進を行う事業をする。

(1) ライフステージ歯科保健推進事業

妊産婦から乳幼児、児童、生徒、成人、高齢者、在宅介護者にいたるまで、すべてのライフステージでの健全な口腔衛生及び口腔機能の維持増進のため、健診事業、むし歯及び歯周病の予防事業、広報事業、啓発事業を展開する。

- 1 妊産婦期の妊婦の健全な口腔衛生の保持及び胎児の健全な発育を目的とする事業
- 2 乳幼児期のむし歯予防、咀嚼機能の健全な発育を目的とする事業
- 3 成人期の歯周病予防、口腔がん等の口腔疾患の知識啓発、特に糖尿病などの生活習慣病との関連について正しい知識の普及啓発を行うことを目的とする事業
- 4 後期高齢者に対し、嚥下機能及び歯科口腔疾患の検診を行い健康寿命の延伸を図る事業
- 5 自治体・各種団体が実施するイベント等へ歯科医師を派遣し、健診とともに、歯科口腔保健の啓発と広報活動を行い、県民の健康増進と福祉に貢献する事業
- 6 歯科口腔保健事業の実施状況を把握し、歯科口腔保健の現況と今後の有効な事業展開を図る事業
- 7 表彰事業
- 8 8020運動推進関連事業
本会が展開している8020運動の事業推進の一部事業を一般社団法人かごしま口腔保健協会へ委託して事業を行うと同時に事業の支援をする事業

(2) 学校歯科推進事業

学童期のむし歯・歯周病予防、口腔機能の健全な発育、正しい食生活の獲得による心身の発達を目指す事業

- 1 フッ化物の適切な利用法（フッ化物配合歯磨剤の使用やフッ化物洗口の推進）や口腔清掃法、適切な食生活の指導など正しい知識の普及啓発や、図画・ポスター及び標語などのコンクールを通して子供たちの歯科保健思想の向上を図る。そのことにより子供たちの「歯・口の健康づくり」「食育」を支援すると共に、学校歯科医の資質向上と学校の健康教育等における歯科保健活動の充実を図る事業
- 2 県内における児童生徒の健康増進及び安全などに関する大会並びに学術集会等の講演をすることにより、県民の健康と福祉の増進に寄与する事業
- 3 学校歯科関連の情報提供の事業
- 4 校医・園医の実態調査に関する事業

(3) 医療連携・在宅歯科推進事業

高齢期の生活の質や日常の生活動作の維持・向上(食事を美味しく食べることができる等)、口腔機能の向上(誤嚥性肺炎等の予防)を目的とする事業

1 医療連携の推進

- ・在宅歯科医療連携体制整備事業を推進する事業
- ・行政と連携し鹿児島県介護予防マニュアルの普及・推進をする事業
- ・がん患者の医療連携を推進する事業
- ・歯科医療従事者への情報提供を推進する事業
- ・歯科医療連携室事業を推進する事業
- ・高齢者への口腔機能に関する周知

2 高齢者の口腔機能向上支援

- ・介護予防事業への参加

3 研修会及び歯科医師派遣

- ・高齢者口腔機能の向上のため、住民、介護関係者を対象とする研修会に講師を派遣する事業
- ・多職種における口腔ケアの研修事業と県内における医療・保健及び福祉の発展に関する大会、学術集会等の開催と協力を行う事業

(4) 歯科保健文化賞表彰事業

口腔保健の啓発と普及に貢献した本会会員以外の個人及び団体を表彰し、地域の口腔保健の向上に寄与する事業

(5) スポーツ歯学推進事業

スポーツを通じた県民の健康づくりと地域の口腔保健に寄与するために、スポーツ歯学の知識と技術の研鑽の場を普及させる事業

- 1 スポーツ歯学を通じた県民の健康づくりと地域の口腔保健を推進する事業
- 2 カスタムメイドマウスガードの普及に関する事業
- 3 研修会に関する事業

2. 歯科医療提供体制整備事業

県民に適切で安心・安全な歯科医療と歯科保健を提供するためには、地域医療を担う歯科医師等が常に最新の歯科医学の研鑽と技術の習得に努め、その知識・技術を高めることが重要である。本会では、関係機関・各種学会等と連携し、歯科医師及び歯科関連職が生涯にわたり研修できる場とデンタルスタッフを教育できる場を提供していく。

また、公的医療保険制度の下で、県民に健全な歯科医療を提供できる体制を推進するために、地域の歯科医療を担う保険医及び保険医療機関等を支援し、保険診療の実施にかかる正確で分かりやすい情報を提供する。また、行政を含む関係機関と連携をとり、歯科医学の根拠に基づいた質の高い歯科医療が提供できる環境整備に努める。

さらに、大規模災害時の医療救護体制の強化のため、行政及び地域の医師会、歯科医師会との連携体制を構築する他、鹿児島県警察本部及び第十管区海上保安本部と連携することにより、

災害・事故・犯罪における身元確認や減災に対する体制整備に協力する。

これらの成果は広く一般に還元された安心・安全な環境と県民の健康と福祉の増進に貢献するものである。

(1) 学術推進事業

エビデンスに基づいた医療・保健・福祉に関連する情報を、各種団体と連携共有して歯科医療関係者へ提供し、生涯研修の推進に寄与する。ひいては県民全体の健康と福祉の向上を図る事業

- 1 学会・研修会・学術講演会に関する事業
- 2 学術教育に関する文献等資料の収集に関する事業
- 3 関連団体との連携

(2) 社会保障・医療保険関連事業

高度化・専門化する医療・保健・福祉において歯科医療関係者に医療保険・社会保障に関する研修と情報を提供することにより県民の健康と福祉の向上を図る事業

- 1 社会保険研修事業
- 2 適正な保険診療の提供のための助言と支援をする事業

(3) 医療安全対策推進事業

安心・安全で良質な医療環境の整備及び適正な歯科医療を提供するために歯科医師及び歯科医療従事者の技術の習得と知識の向上を図る事業

- 1 安心・安全・適正な医療環境の整備に関する事業
- 2 医療相談関係事業

(4) 歯科医療関係者の人材育成事業

歯科関係職種の資質の向上により良質な医療の提供を図り県民の健康に寄与する事業

- 1 デンタルスタッフ教育講座に関する事業

(5) 災害時の対策整備事業・身元確認協力推進事業

大規模災害時の医療救護体制の強化と行政及び地域の医師会、歯科医師会との連携体制づくり並びに大規模災害、事故発生時における被災者や犯罪被害者等の身元確認の支援により社会に貢献することを目的とした事業

- 1 大規模災害時の被災者の身元確認への法歯学の有効性の活用と、日常の犯罪捜査、検視業務への協力を行う事業
- 2 法歯学研修会、死体検案・身元確認業務等研修会の開催及び研修会等へ参画する事業
- 3-1 防災訓練へ参加する事業
- 3-2 歯科医師派遣のための名簿作成事業

3. 公衆衛生啓発推進事業

「鹿歯会報（ティースフル）」を頒布する他、本会ホームページ等での情報配信やマスメデ

ィアも有効活用して、医療・歯科口腔保健に関する情報を広く県民に提供する事業

(1) 機関紙頒布事業

「鹿歯会報（ティースフル）」の発行を通じて歯科医師及び歯科関係団体、公的機関、各種広報媒体、高等学校等に、広く本会の活動並びに歯科保健事業の情報を提供する事業

(2) 公衆衛生情報発信事業

本会ホームページ等で県民への口腔保健の普及、啓発を図るとともに県下医療機関情報や休日急患診療及び地域における障害者（児）歯科診療などの利用可能な歯科医療サービスの情報を提供する事業

1 ホームページ（住民サイト）の運営事業

(3) 公衆衛生啓発事業

県民への口腔保健の普及向上のため、各種広報媒体を有効に活用して広く県民に情報提供を行う事業

1 歯科保健事業の情報を提供する事業

2 歯の感謝祭に関する事業

3 報道機関と連携する事業

4. 行政及び関連団体との連携と協力等の事業

行政・教育機関・研究機関、歯科関係団体との相互協力や情報交換など、地域医療に関する緊密な連携により地域歯科医療に関する事業の展開を検討、協議し県民の地域医療と口腔保健の増進を図る事業

(1) - 1 関連団体との連携交流に関する事業

(1) - 2 行政・教育庁との協議に関する事業

(1) - 3 行政及び歯科関係団体との連携と協力等に関する事業

(2) - 1 行政機関等が行う各種審査会・協議会・委員会へ歯科医師を派遣し、健康増進事業への助言、提言を行うことにより行政の施策に反映させ、県民の医療・保健・福祉の推進に貢献する事業

5. 口腔保健センター事業

口腔保健センターは、休日等急患歯科診療及び地域における障害者（児）歯科医療の二次医療機関として、その機能を担っている。また、一次歯科医療機関の機能を補完し、公益の増進に寄与する事業

(1) - 1 休日等の急患に対応する歯科医療の提供に関する事業

(1) - 2 障害者（児）等に対する歯科医療の提供に関する事業

(1) - 3 研修会及び歯科医師、歯科衛生士派遣に関する事業

- (1) - 4 研修歯科医育成及び研修に関する事業
- (1) - 5 行政事業の協力を行う
- (1) - 6 災害時の対策整備事業・身元確認協力推進事業への協力を行う

6. 巡回診療車事業

巡回診療車による地域の障害者（児）及び離島、へき地における歯科診療と口腔保健の提供により、歯科医療保健の格差の解消を図り、公益の増進に寄与する事業

- (1) - 1 離島、へき地に対する歯科医療の提供に関する事業
- (1) - 2 障害者（児）等に対する歯科医療の提供に関する事業
- (1) - 3 研修会及び歯科医師、歯科衛生士派遣に関する事業
- (1) - 4 研修歯科医育成及び研修に関する事業
- (1) - 5 行政事業の協力を行う

7. 歯科衛生士、歯科技工士養成事業

県民への良質な歯科医療の提供と口腔保健の向上により、地域社会の医療・保健・福祉に貢献するため、高度化・専門化する歯科医療技術と歯科口腔保健の知識に対応した歯科衛生士及び歯科技工士を養成する事業。また、地域的、経済的な格差が障壁となる学生に対し、学費の減額や奨学金の制度を設け、格差の解消に寄与する事業

- (1) - 1 地域的、経済的な格差の解消を図り、男女を問わず、県民から学生を募集する事業
- (1) - 2 歯科衛生士の養成事業
- (1) - 3 歯科技工士の養成事業
- (1) - 4 医療弱者に対するカリキュラムを設定した教育事業
- (1) - 5 保健指導、啓発活動に関する事業
- (1) - 6 指定校推薦制度、離島等での入試の実施に関する事業
- (1) - 7 歯科技工士専攻科運営に関する事業

8. 収益事業

- (1) 歯科医師会館の一部を外部団体及び関係団体等へ賃貸する事業

9. その他事業

- (1) 会員事業
- (2) 福祉共済事業